



## グローバルモビリティ～イミグレーション～

### EU 離脱後のイギリス・イミグレーションの動向

#### 要旨

イギリスは 2016 年の国民投票で欧州連合 (EU) から離脱を決定した後、約 3 年半の歳月を経て 1 月 31 日夜 (日本時間 2 月 1 日朝) に離脱し、現行 EU イミグレーション法適用の現状が 2020 年 12 月末日まで維持される「移行期間」に入りました。当該移行期間中、2021 年 1 月 1 日より施行される EU 国籍者に適用される新たなイミグレーション法の詳細が確定される予定です。

本稿では、EU 離脱によるイギリス・イミグレーションの動向及び留意事項を解説します。

#### 1. 移行期間中

イギリスにおいて現行 EU イミグレーション法は 2020 年 12 月末日まで有効です。移行期間中は引続き、EU 国籍者はイギリスへの入国、居住、就労に制限がかかりません。

2020 年末日までに就学、就労、居住の目的でイギリスに到着した EU 国籍者は、2021 年 6 月末日までにイミグレーション当局 (Home Office) に居住ステータスの登録申請を完了する必要があります。期限内に登録申請を完了しない場合、2021 年 7 月 1 日以降、イギリスでの居住権利が失効となります。

## 2. 移行期間終了後

2021年元旦以降、EU国籍者が就学、就労、居住の目的でイギリスへ渡航する場合、事前に適切なビザの取得が必要となる見込みです。現在、イギリス政府は、オーストラリア政府が導入しているポイント制度(Point system)<sup>1</sup>をモデルに、EU国籍者を対象とした新規ビザカテゴリーの策定を進めています。EU国籍者が対象の就労ビザの申請要件の詳細は現段階で明らかになっていませんが、要件の一つである最低年収は、£30,000(日本円で約430万円)を基準値として提唱されました。しかしながら、ジョンソン首相は当該基準値が高すぎると批判し、移民諮問委員会(MAC)に再度、適切な基準値を査定するよう求めました。新規ビザカテゴリーの申請要件、運用詳細が決定されるまで、まだ時間がかかることが見込まれます。

## 3. 居住ステータスの分類

イギリスでの居住ステータスは2つのステータスに分けられています。

### ■ Settled(定住):

EU国籍者あるいはその家族としてイギリスで5年以上居住している場合、Settled(定住)ステータス、つまりイギリスでの永住ステータスの判定を受けることになります。

### ■ Pre-Settled(仮定住):

EU国籍者あるいはその家族としてイギリスでの居住が5年未満の場合、Pre-Settled(仮定住)ステータスの判定を受け、居住が5年に達した時点で改めて、定住ステータスの判定を受ける必要があります。

## 4. イギリスに拠点を置く企業(雇用主)の留意事項

イギリスに拠点を置く会社は新たに現地で従業員を雇用する際、また、イギリス国外のグループ会社から新たな赴任者を迎える際、当該従業員/赴任者の業務開始前に、イギリスで合法的に就労可能なステータスであるかを確認することが義務付けられています。従業員/赴任者がEU国籍者の場合、雇用主にはパスポート原本の確認のみが求められ、現行のイミグレーションルールでは移行期間終了まで、居住ステータスの詳細の確認は義務付けられていません。

前述のとおり、EU国籍者はイギリスがEUから離脱の後、移行期間満了(2020年12月末日)までは引き続き、イギリスでの就労に制限がかかりません。移行期間中、EU国籍者の居住ステータスの登録手続きはEU国籍者個々の責任で行うことが前提で、雇用主が登録手続きを強要したり、判定後のステータス詳細の開示を求めたりする必要はありません。雇用主が個々のEU国籍者にステータスの判定を受けたか等、執拗に確認した場合、特定の個人に対する差別的な行為である見なされ、訴訟を起こされるようなケースに発展する可能性もあり、注意が必要です。

### 終わりに

EU国籍を持つ従業員/赴任者より登録手続きに関する質問を受けた場合や、登録手続きのサポートを求められた場合に対応できるようバックアップ体制を整える企業が増えています。内製化で体制を整える企業もありますが、正しく対応を行わなかった場合、従業員/赴任者また雇用主への影響が大きいため、イミグレーション専門家に業務をアウトソーシングする企業も多く見受けられます。イギリスのデロイト・イミグレーション専門チームも関連のサポートを提供しており、個々のケースに応じた専門的なアドバイスにも対応させていただきます。

---

<sup>1</sup> 年齢と英語力、移民前の実務経験、学歴、資格スポンサー(企業・家族)の有無などの客観的基準に基づく

## Deloitte LLP(イギリス)

グローバル エmployer サービス



アソシエイトディレクター 草野 誠

[makusano@deloitte.uk](mailto:makusano@deloitte.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス

email: [deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp](mailto:deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

グローバルエンプロイヤーサービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001